

(別紙)

無料低額宿泊所指導検査事項

主眼事項	着眼点
第 1 入居者に対する適切なサービスの提供の確保	<p>無料低額宿泊所におけるサービス等の提供については、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入居者の意思及び人格を尊重するよう配慮されているか。(条例第 4 条第 1 項及び第 2 項)</p> <p>事業所の管理の都合により、入居者の生活を不当に制限していないか。(条例第 4 条第 3 項)</p>
1 入居者の処遇の充実	<p>(1) 入居者に食事を提供する場合、適切な食事が提供されるよう努めているか。(条例第 19 条)</p> <p>ア 食事の量及び栄養は確保されているか。</p> <p>イ 入居者の心身の状況及び嗜(し)好を考慮した食事が提供されるよう努めているか。</p> <p>ウ 食事は適切な時間に提供しているか。</p> <p>(2) 入浴の機会は適切に提供しているか。(条例第 20 条)</p> <p>ア 入浴の機会は原則 1 日 1 回提供されているか。</p> <p>イ 入浴可能な時間帯や入浴時間は適切に確保されているか。</p> <p>(3) 入居者について、他の保健医療福祉サービスの活用が必要な場合には、適切にサービスが利用されるよう、当該サービスを提供する事業所等との連携に努められているか。(条例第 15 条)</p> <p>(4) 心身の状況等から無料低額宿泊所での生活が困難となったと認められる入居者に対しては、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めているか。(条例第 18 条第 1 項)</p> <p>(5) 入居者にプライバシーの確保に配慮された運営がされているか。</p>

	<p>るか。(条例第18条第3項)</p> <p>(6) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応されているか。(条例第31条)</p>
<p>2 入居者の生活環境等の確保</p>	<p>(1) 入居者の居室及び共用室などの共用設備について、日照、採光、換気及び防災について十分考慮されたものであるか。(条例第5条)</p> <p>(2) 居室等の面積、設備の構造は基準に適合したものであるか。(条例第13条第1項)</p> <p>(3) 炊事設備、洗面所、浴室、便所、洗濯場の設備は、適切に設けられているか。(条例第13条第3項)</p> <p>(4) 共用室、相談室、食堂等、入居者に対するサービス提供において必要な設備は適切に設けられているか。(条例第13条第4項)</p> <p>(5) 設備、食器等、飲用水について、衛生的に管理されているか。(条例第26条第1項)</p> <p>(6) 感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。(条例第26条第2項)</p> <p>(7) 喫煙は、喫煙場所及び喫煙可能時間等の設定や必要な換気を行う等受動喫煙の防止に努めているか。</p>
<p>3 自立に向けた支援</p>	<p>(1) 入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握に努めているか。また、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対しては、円滑な退居に向けて必要な援助がおこなわれているか。(条例第16条第2項)</p> <p>(2) 入居者に対して、原則として1日1回、心身の状況変化や生活上の問題の把握など安定して生活を送る観点からの状況の把握を行っているか。(条例第16条第1項)</p> <p>(3) 入居にかかる契約期間終了前には、入居者の意向を確認す</p>

	<p>るとともに、継続利用の必要性について、福祉事務所等の関係機関と協議されているか。(条例第16条第3項)</p>
<p>4 適切な契約に基づいたサービス提供の実施</p>	<p>(1) 入居申込者には、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明されているか。(条例第15条第1項及び第2項)</p> <p>(2) サービスの利用に際して、入居者との契約が適切に行われているか。(条例第15条第3項から第6項まで)</p> <p>ア 居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しているか。</p> <p>イ 居室の利用に関する契約期間は1年以内とされているか。</p> <p>ウ 解約に関する規定が設けられているか。</p> <p>エ 解約に際して、入居者の権利を不当に狭めるような条件が定められていないか。</p> <p>オ 契約に際して、保証人等を求めているか。</p> <p>(3) 金銭の管理は、入居者本人が行うことを原則とし、施設が金銭管理を行う者については、金銭の適切な管理を行うことに支障がある者であって、金銭の管理を希望する者に限定されているか。(条例第27条)</p> <p>(4) 金銭管理を行う場合は、適切な手続等に沿って行われているか。(条例第27条)</p> <p>ア 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用しているか。</p> <p>イ 日常生活を営むために必要な金額に限っているか。</p> <p>ウ 金銭等の管理に係る契約を締結しているか。</p> <p>エ 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を定めているか。</p>

	<p>オ 金銭管理を行う体制，収支の記録，本人への報告，行政機関への報告等は適切に行われているか。</p> <p>カ 金銭管理契約を解除する場合等において金銭の返還は適切におこなわれているか。</p>
<p>第 2 施設の適切な運営の確保</p>	<p>社会福祉事業として，適切な運営を行うよう努めているか。 (条例第 4 条)</p>
<p>1 適切な運営規程の整備及び運営体制の確保</p>	<p>(1) 施設の定員は遵守されているか。(条例第 11 条及び第 25 条)</p> <p>(2) 事業運営についての重要事項を規定した運営規程を定めているか。(条例第 8 条第 1 項)</p> <p>ア 運営規程には，施設の目的及び運営の方針，職員の職種，員数及び職務の内容，入居定員，入居者に提供するサービス内容及び利用料その他の費用の額，施設の利用に当たっての留意事項，非常災害対策，その他施設の運営に関する重要事項について，必要な規定が設けられているか。</p> <p>イ 運営規程は公表されているか。</p> <p>ウ 施設内に概要を掲示するなど入居者が確認できる措置を講じているか。</p> <p>エ 運営規程を変更した時は，都道府県知事に報告が行われているか。</p> <p>(3) サービス提供にあたる利用料は適切に設定されているか。 (条例施行規則第 5 条)</p> <p>ア 食事の提供に要する費用，居室利用料，共益費，光熱水費，日用品費，基本サービス費，入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用以外の名目で利用料を設定していないか。</p> <p>イ 各利用料の金額の設定については，基準に掲げた事項に</p>

即して適切に設定されているか。

① 食事の提供に要する費用

食材費及び調理を行う人件費，調理器具の購入や維持管理など調理等に関する費用に相当する金額を基礎として算定された額

② 居室利用料

当該無料低額宿泊所の整備や改修に要した費用，修繕費，管理事務を行う人件費，保険料，物件の家賃地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額

③ 共益費

共用部分の清掃，備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額

④ 光熱水費

居室及び共用部分に係る光熱水費の実費に相当する金額を基礎として算定した額

⑤ 日用品費

入居者本人が使用する日用品の購入費及び配送等の調達に相当する金額を基礎として算定した額

⑥ 基本サービス費

入居者の状況把握や軽微な生活上の相談等を行うために配置される職員の人件費及び当該業務に要する事務費等に要する費用を基にして算定した額

⑦ 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

日常生活上の支援に関するサービスにかかる人件費，事務費等（基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額から，日常生活支援住居施設として受領する委託費を除いている額（日常生活支援住居施設の認定要件を満たす無料低額宿泊所のみ）

	<p>(4) 事業の運営等に関する記録は適切に整備されているか。</p> <p>ア 職員の勤務状況や事業の実施状況などの事業運営に関する記録，入居者名簿や入居者台帳など入居者に関する記録，収支予算及び決算や出納記録など会計処理に関する記録は整備されているか。(条例第10条第1項)</p> <p>イ 入居者に提供するサービス内容にかかる記録，苦情の内容，事故の状況やその処置についての記録を整備し，完結から5年間保存されているか。(条例第10条第2項)</p> <p>ウ 貸借対照表，損益計算書等の収支の状況について公表されているか。(条例第28条第2項)</p> <p>(5) 事故が発生した場合には，都道府県等への報告など適切な対処が行われているか。また，損害賠償すべき事故の発生に備えた対応が講じられているか。(条例第32条)</p> <p>(6) 事業内容について広告をする場合は，虚偽又は誇大な表示ものでないか。(条例第30条)</p>
<p>2 職員体制等の整備</p>	<p>(1) 施設長は適切に配置されているか。</p> <p>ア 施設長には，基準の要件を満たす者が配置されているか。(条例第7条第1項)</p> <p>イ 施設長は，主として当該無料低額宿泊所の職務に従事しているか。(条例第14条第1項)</p> <p>(2) 職員（施設長を含む）は，入居者数や提供するサービスに応じて必要な者が配置されているか。(条例第14条第1項)</p> <p>(3) 職員の勤務体制について，勤務表等により適切に管理されているか。また，労働関係各法が遵守されているか。(条例第24条)</p> <p>(4) 職員による個人情報の漏洩等の防止に努めているか。(条例第29条)</p>

<p>3 防火防災対策</p>	<p>(1) 建物について、建築基準法、消防法の規定を遵守しているか。(条例第13条第1項及び第2項)</p> <p>ア 建築部局又は消防部局から指導等がされている場合には、指導等を踏まえて、改善が図られているか。</p> <p>イ 消火器や自動火災報知設備など防火にかかる設備等の設置に努めているか。</p> <p>(2) 非常災害対策について充実強化に努めているか。</p> <p>ア 防火管理の取組や、避難先、災害発生時の対応など、地震、風水害および周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、安全確保のための体制、避難方法等を定めた計画を策定し、当該施設等の見やすい場所に掲示しているか。(条例第9条第1項)</p> <p>イ 施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報および関係機関との連携体制、円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、職員および入所者、利用者に周知しているか。(条例第9条第2項)</p> <p>ウ 非常災害対策を運営規程に記載しているか。(条例第8条第1項)</p> <p>エ 非常災害対策の対応のため、年1回以上(※)、定期的に消火、通報、避難誘導等が適切に実施されるための訓練が行われているか。(条例第9条第2項)</p> <p>※ 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条第10項の規定が適用されるものについては、消火訓練及び避難訓練を年2回以上</p> <p>オ 訓練の結果に基づき、計画の検証を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行っているか。(条例第9条第3項)</p>
-----------------	--

	<p>カ 当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めているか。</p> <p>(条例第9条第4項)</p>
--	---